

みやま市公共施設等再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領（以下「本要領」という。）は、市内又は近隣市町の事業者等との協働により、スピード感をもって第三者所有方式での再生可能エネルギーの導入および地域内経済循環の推進を望むみやま市が発注する、みやま市公共施設等再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）の候補事業者を「みやま市プロポーザル方式実施取扱要綱」に基づき、公募型プロポーザル方式により募集する手続きを定めたものである。

2 業務概要

（１）業務名

みやま市公共施設等再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務

（２）業務の内容

「みやま市公共施設等再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（３）履行期間

契約締結日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次のすべての要件を満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- （２）みやま市競争入札参加資格者名簿に登録された者
- （３）みやま市指名停止等措置要綱（平成 1 9 年みやま市告示第 1 4 号）に基づく指名停止を受けていない者
- （４）上記要件（２）にかかわらず、次の書類を提出した者は、上記要件に準ずる資格があるものとみなす。
 - ① 納税証明書（国税、県税、市税）
 - ② 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ③ 印鑑証明書（代表者又は事業主のもの）
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）に関する誓約書（様式第 2 号）、役員等調書及び照会承諾書
- （５）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者

でないこと。

- (6) 福岡県内に本店、支店、事業所等がある法人
- (7) 本業務と類似の事業履行実績（令和２年度から令和６年度の期間において「高圧または低圧施設の屋上または屋根における太陽光発電設備等の導入又は導入可能性調査」の履行実績が２件以上）を有すること。ただし、実績は公共事業でなくても構わない。
- (8) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、外注する場合は、様式４「業務遂行に関する覚書」及び各資格証の写し（表・裏）を提出すること。
 - ①一級建築士
 - ②電気主任技術者（第３種以上）

4 提案上限額

８，８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 実施要領等の配布及びスケジュール

- (1) 実施要領等の配布は、下記みやま市ホームページよりダウンロードすることで行う。
<https://www.city.miyama.lg.jp/s031/kurashi/taisaku/010/090/20250616144757.html>
- (2) 本プロポーザルについてのスケジュールは下記のとおりとする。

実施要領等公告	令和７年６月２７日（金）
質問書の受付期間	令和７年６月２７日（金）から７月４日（金）午後５時
質問書の回答期限	令和７年７月１１日（金）
参加表明書の受付期限	令和７年７月１８日（金）午後５時必着
提案資格確認通知書発送	令和７年７月１８日（金）以降
企画提案書等提出期限	令和７年８月１日（金）午後５時必着
プレゼンテーション・ヒアリング	令和７年８月８日（金）
審査結果通知書発送	令和７年８月８日（金）以降
契約・業務開始	令和７年８月中旬

※受付や提出については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く午前８時３０分～午後５時までとする。

※本業務は、環境省の補助金である「令和６年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」交付決定後に契約締結するものとする。

※スケジュールについては、みやま市の都合により変更することがある。

6 質問受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問受付

①期限

令和7年6月27日（金）から令和7年7月4日（金）午後5時まで

②提出方法

質問書（様式1）に記入のうえ、みやま市環境政策課に電子データで提出すること。

データの送付先：0carbon@city.miyama.lg.jp

③メールのタイトルは「【会社名】導入可能性調査業務プロポーザル質問」とすること。

なお、これ以外（口頭や電話等）による質問は受け付けられないものとする。

(2) 質問回答

①回答期限

令和7年7月11日（金）

②回答方法

市ホームページに掲載する。

7 参加申込の手続き

(1) 本要領、仕様書等の配布期間及び方法

①配布期間

令和7年6月27日（金）から

②配布方法

市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出書類

①公募型プロポーザル参加申込書（様式2）

②本実施要領3（4）に該当する者に限り、本実施要領3（4）に規定する①から④までの書類（原本各1部）

③会社概要（任意様式）

④業務実績調書（様式3）

⑤業務実施体制書（任意様式）

⑥業務遂行に関する覚書（様式4）※「3 参加資格要件（8）」に該当する場合

⑦各資格証の写し（表・裏）

(3) 提出方法

①（2）の提出書類及び添付資料を、みやま市環境政策課まで電子データで提出すること。データの送付先は「6 質問受付及び回答（1）②」を参照。

②会社パンフレット等の資料は、PDF データで提出すること。

③メールのタイトルは「【会社名】導入可能性調査業務プロポーザル参加申し込み」とすること。

(4) 参加申込期限

令和7年7月18日(金)午後5時まで

- (5) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (6) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提出された参加表明書等は、提案者に返却しない。
- (8) 提出された参加表明書等は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外には使用しない。
- (9) 提出後における参加表明書等の記載内容の変更及び再提出は認めない。
- (10) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とすること。

8 企画提案書類の提出等

「公募型プロポーザル参加申込書」の提出を行った者は、以下により企画提案書類を提出すること。なお、企画提案書類の作成にあたっては、「(2) 企画提案書類の作成要領」によるとともに、別表で示す評価項目及び評価基準を参考とすること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書類提出届(様式5)
- ②企画提案書及び補足・参考資料(任意様式)
- ③作業分担表(任意様式)
- ④見積書(任意様式、明細を添付するなど積算根拠を明確にすること)

(2) 企画提案書類の作成要領

- ①企画提案書は、審査委員会当日のプレゼンテーションで使用するため、原則「Microsoft PowerPoint」で作成することとし、A4版、横向き、20ページ以内(表紙・裏表紙除く)、文字サイズ11ポイント以上(図表は除く)で作成すること。また、動画やアニメーション等の組み込みは禁止する。
- ②①で作成した資料に加え、補足・参考資料等を添付することも可能とする。既存資料以外に新たに作成する場合は任意様式とし、A4版で作成すること(ページ数は問わない)。
- ③企画提案書の中では、本業務の取組方針(基本的な考え方やコンセプトなど)と実施スケジュールを必ず示すこと。
- ④企画提案者の知識や経験等を活用し留意事項や指摘事項等を示すなど、本業務が、仕様書に示す要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案に努めること。

(3) 提出先

みやま市環境経済部環境政策課(〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地)

(4) 提出期限

令和7年8月1日(金)午後5時まで

※受付は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

(5) 提出方法

①持参及び郵送によるものとする。

②「(2) 企画提案書の作成要領 ①」で作成した企画提案書は、電子データでも提出すること。データの送付先は「6 質問受付及び回答 (1) ②」を参照。

③電子データのフォーマットはppt、pptx、pdfのいずれかとする。

④メールのタイトルは「【会社名】導入可能性調査業務プロポーザル企画提案書」とすること。

(6) 提出部数

正本1部、副本7部、計8部（印刷は書類ごとに片面印刷とする。）

ただし、正本1部は商号又は名称及び代表者氏名を記入し社印を押印した原本とすること。

(7) 提出様式

上記の部数をそれぞれ1部ずつターンクリップ（ダブルクリップ）で綴じること。

9 留意事項

- (1) 企画提案者は、参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 企画提案書類の提出後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 企画提案書類の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書類は返却しない。
- (5) 提出書類の提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

10 審査方法

- (1) 市はみやま市職員で構成する「公共施設等再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、審査委員会の委員（以下「委員」という。）が、企画提案書類の書類審査及びプレゼンテーション（1者あたり40分程度（準備5分、説明時間20分、質疑10分、片付け5分程度を予定））に対し、別表に定める審査基準に基づき審査し、各委員の採点結果の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。
 - ②審査の出席者は3人以内とする。ただし、本業務の責任者は必ず同席すること。
 - ③プレゼンテーションに必要なパソコン、レーザーポインター等の機器は企画提案者にて準備すること。ただし、プロジェクター、マイク、スピーカー、電源は市が用意する。
- (2) 日時 令和7年8月8日（金）

なお、実施時間については企画提案者に別途通知する。

- (3) 合計点が最も高い企画提案者が複数いた場合は、委員の多数決により選定する。
- (4) 参加者が1者でも審査は行う。ただし、満点の65%未満の場合は不合格とする。
- (5) 審査の結果、失格要件に該当すると判断された企画提案者については、順位付けから除外する。
- (6) 企画提案者には、合計点及び順位を記した「プロポーザル審査結果書」を、令和7年8月8日以降に送付する。なお、審査結果に対する異議の申立て及び合計点、順位以外の評価内容の開示請求には応じない。
- (7) 審査結果は、受託候補者は社名を付して、それ以外の各提案者は匿名で、各提案者の合計点、順位のみ市ホームページで公表する。
- (8) 審査委員会当日の流れ等については、参加申込者に対して個別に通知する。

1 1 無効となる参加申込書類又は企画提案書類

参加申込書類又は企画提案書類が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

- (1) 提出先、提出期限、提出方法に適合しないもの
- (2) 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

1 2 失格とする企画提案者

- (1) 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。
 - ①本要領「4 提案上限額」の金額を超えた見積書を提出した場合
 - ②企画提案書類に虚偽の内容を記載した場合には失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。
 - ①本要領に定める手続き以外の方法により、委員または関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合、又は不正な行為をしたと認められる場合
 - ②その他審査委員会が不適格と認めた場合

1 3 契約に向けた流れ

(1) 仕様書の協議等

審査委員会で選定した受託候補者と市が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は受託候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。また、協議の結果を受けて受託候補者が本業務の受託を辞退した場合や、契約締結日までに受託候補者がみやま市から指名停止措置を受けた場合などについては、本プロポーザルの結果における上位の受託候補者から順に、優先交渉権を移行することとする。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は支払限度額を超えないものとする。

(3) 契約時期

令和7年8月中旬※（予定）

※本業務は、環境省の補助金である「令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」交付決定後に契約締結するものとする。

1.4 その他

(1) 市は企画提案書類を、審査に必要な範囲において複製することができるものとする。

また企画提案者において、提出した書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、市の承諾を得ること。

<問い合わせ及び書類提出先>

〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地

みやま市環境経済部環境政策課 担当：山下

TEL：0944-64-1545 FAX：0944-64-1546

E-mail：0carbon@city.miyama.lg.jp